

職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 事件の概要

当該職員は、平成 30 年 5 月 24 日午後 7 時頃、東京都大田区の雑貨店の店内において、買い物中の女性の臀部を触る行為をし、東京都の公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反により現行犯逮捕された。

当日、当該職員は帰宅途中の電車内で被害女性と乗り合わせ、女性と同じ駅で降車し、店舗までついて行ったうえで上記行為に及んだ。

また、この職員は、本市に在籍中の 15 年前にも電車内で痴漢行為を行い、交番に連行され嚴重注意を受けていたが、当時職場に報告をしていなかった。

2 経過

平成 30 年 5 月 24 日	上記痴漢行為により、警察署で事情聴取を受ける。
7 月 14 日	被害者と示談が成立
7 月 27 日	不起訴処分

3 被処分者及び処分内容

地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定により、次のとおり、処分を行いました。

所属	職名	年齢	処分内容
健康福祉局	事務職員	40 代	停職 8 箇月

※本処分については、平成 31 年 2 月 25 日付横浜市報に登載予定です。

(参考：地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号)

職員が、左の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

お問合せ先		
総務局人事課長	水野 圭一郎	Tel 045-671-2055